

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年4月23日公表

特定事業主名： 諸塚村

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.6 %
全職員	89.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	93.3 %
本庁課長補佐相当職	96.2 %
本庁係長相当職	93.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.0 %
31～35年	95.6 %
26～30年	89.0 %
21～25年	89.2 %
16～20年	97.8 %
11～15年	78.7 %
6～10年	81.6 %
1～5年	115.8 %

【説明欄】

・1. 全職員に係る情報の「任期の定めのない常勤職員」に含まれる医師(男)2名について対象外としています。
 ・1. 全職員に係る情報の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、全ての職員が会計年度任用職員（パートタイム）であることから週5日勤務職員の男女の給与の差異を公表値としています。
 ・2(2)勤続年数別には医師（男）2名の給与は対象外としています。
 ・勤続年数11～15年の総数は8名で内2名が女性であるが、休職中であり給与の支給率が低くなっているため給与の男女の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	22.2 %

【説明欄】

・令和7年4月1日時点の課長相当職以上の職員を対象に算出しています。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	22.2 %
本庁課長補佐相当職	46.7 %
本庁係長相当職	66.7 %

【説明欄】

・各割合は令和7年4月1日時点の職員数により算出しています。
・本庁部局長・次長相当職については、該当する一般職の職員がいないため「—」としました。
・本村は小規模自治体であり、対象職員数が少ないことから、人事異動等により割合が変動する場合があります。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	—	—
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	—	—
2週間以上1月以下	0 %	0 %	—	—
1月超3月以下	0 %	0 %	—	—
3月超6月以下	0 %	0 %	—	—
6月超9月以下	0 %	0 %	—	—
9月超12月以下	0 %	0 %	—	—
12月超24月以下	0 %	0 %	—	—
24月超	0 %	0 %	—	—

【説明欄】

- ・該当する対象職員がいないため、「—」としています。
- ・令和7年度の育児休業取得対象者は、常勤職員が1名（男性）のみであり、会計年度任用職員の対象者はありません。うち、常勤職員の取得実績はありません。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	3.8 時間/月
内部部局等以外	1.9 時間/月

【説明欄】

- ・内部部局等は本庁各課等、内部部局等以外は保育所、幼稚園、診療所その他出先機関として整理しています。
- ・管理的地位にある職員（課長級以上）、特別職及びパートタイム会計年度任用職員を除く職員を対象として算出しています。
- ・時間外勤務命令実績に基づき算出しており、選挙事務、災害対応その他臨時的業務の状況により年度ごとに変動する場合があります。